

令和3年度

定 例 監 査 結 果 報 告 書

財政援助団体等監査結果報告書

令和4年2月

中 央 区 監 査 委 員



# 目 次

## 定例監査結果報告書

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 第1  | 各部課及び学校等監査          | 1  |
| 第2  | 重点事項に関する監査          | 2  |
| 第3  | 工事監査                | 3  |
| 第4  | 監査のまとめ              | 6  |
| 別表1 | 令和3年度各部課及び学校等監査実施日程 | 8  |
| 別表2 | 令和3年度区施設の視察実施日程     | 10 |

## 財政援助団体等監査結果報告書

|    |                    |    |
|----|--------------------|----|
| 第1 | 監査実施期間             | 11 |
| 第2 | 監査の対象及び範囲          | 11 |
| 第3 | 監査の方法及び観点          | 12 |
| 第4 | 対象団体等の概要と監査の結果     | 13 |
| 第5 | 監査のまとめ             | 21 |
| 別表 | 令和3年度財政援助団体等監査実施日程 | 22 |



令和3年度

定例監査結果報告書





3 中 監 第 1 7 8 号

令和 4 年 2 月 2 8 日

中 央 区 長  
中 央 区 議 会 議 長  
中央区教育委員会教育長  
中央区選挙管理委員会委員長  
中 央 区 監 査 委 員 } 様

中央区監査委員 守 本 利 雄

同 吉 田 寛

同 原 田 賢 一

### 令和 3 年度定例監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 4 項の規定に基づき実施した令和 3 年度定例監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。

また、今回の監査に際し、瓜生正高前監査委員は令和 3 年 5 月 31 日まで関与し、原田賢一監査委員は令和 3 年 6 月 1 日から関与しました。



## 第1 各部課及び学校等監査

### 1 監査実施期間

令和3年4月13日から令和4年2月21日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表1 (P8)のとおりです。

また、区施設の視察を行いました。実施日程は、別表2 (P10)のとおりです。

### 2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、区立小学校・中学校・幼稚園

### 3 監査の範囲、方法及び観点

#### (1) 範囲

令和2年度における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。

併せて文書取扱、公印管理等についても監査範囲としました。

#### (2) 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた財務諸表、歳入・歳出執行概要等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等を点検・照合するとともに、必要に応じて実地調査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

#### (3) 主たる観点

地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとり、各事務事業が執行されているかを基本として以下の点を踏まえるとともに、事業目的に対する効果の状況や事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して監査を行いました。

##### ア 予算の執行について

- (ア) 収入は適正に確保されているか。
- (イ) 支出は効果的に行われているか。
- (ウ) 会計処理は法規適正であるか。

##### イ 契約検収事務について

- (ア) 違法又は不当な契約を締結していないか。
- (イ) 契約の方法は適正になされているか。
- (ウ) 契約は確実に履行されているか。
- (エ) 検収は的確になされているか。

#### ウ 財産の管理について

- (ア) 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
- (イ) 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
- (ウ) 債権の管理は適正に行われているか。
- (エ) 基金の管理は適正に行われているか。

#### 4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、次のとおり一部に是正・改善を要する事例がありましたので、それぞれ対応を図ってください。

##### (1) 契約事務に関すること

主管課契約において決裁方法や添付書類の不足など、事務処理の誤りが多数ありました。契約事務については前年も同様の注意を行っていますが改善が見られませんでした。関係規程に沿った適正な事務処理を行ってください。

(企画部 情報システム課)

##### (2) 金券の取扱いに関すること

購入した郵便はがきの受入れ及び払出しの記録をつけずに使用し、残数管理がされていませんでした。郵便はがきなどの換金性のある金券については、受払簿を備え、その使用状況を明らかにしておくことが物品管理規則で定められています。適正な管理を行ってください。

(福祉保健部 生活支援課)

## 第2 重点事項に関する監査

本年度の定例監査では、「旅費の現金支給受渡状況について」重点事項として監査を実施しました。

### 1 調査内容

職員の旅費は、指定口座への振り込みにより支給していますが、近接地外の旅費や会計年度任用職員の旅費等については現金で支給していることから、現金支給受渡しについて適正な処理が行われているかを調査しました。

### 2 監査結果

調査の結果、対象となる旅費の支給を行っていた所属は29課(局・室を含む。以下同じ。)で、このうち20課においては資金前渡を受けた日に旅行者に現金を渡していました。残る9課においては資金前渡を受けた翌日以降に旅行者へ現金を渡していましたが、いずれも職員の休暇やローテーション職場などの合理的な理由があり、また、職場の金庫で現金を保管するなど適正な管理が行われていたことを確認しました。今後も引き続き適正な運用をされるようお願いします。

### 第3 工事監査

#### 1 監査実施期日

##### (1) 事務局による監査

令和3年11月1日～令和4年1月11日

##### (2) 監査委員による監査及び工事現場の实地調査

ア 土木工事 令和4年2月4日

イ 営繕工事 令和4年2月2日

#### 2 監査の対象とした工事及び概要

##### (1) 土木工事

###### ① 坂本町公園整備工事(環境土木部 水とみどりの課)

ア 所在地 中央区日本橋兜町15番3号

イ 整備面積 5,192.46㎡

ウ 期間 (設計) 令和元年6月4日～令和2年3月27日

(施工) 令和2年10月15日～令和3年7月30日

エ 請負金額 (設計) 12,100,000円

(施工) 278,300,000円

オ 出来高 100%(完了)



▲施工前



▲施工後

###### ② 坂本町公園内公衆便所改築工事(環境土木部 水とみどりの課)

ア 所在地 中央区日本橋兜町15番2号

イ 施設概要 鉄筋コンクリート造 地上1階・地下1階  
延面積50.37㎡

ウ 期間 (設計) 令和元年5月9日～令和2年3月23日

(施工) 令和2年12月16日～令和3年7月30日

(工事監理) 令和2年12月16日～令和3年7月30日

エ 請負金額 (設計) 4,257,000円

(施工) 54,450,000円

(工事監理) 2,585,000円

オ 出来高 100%(完了)



▲改築前



▲改築後

## (2) 営繕工事

本の森ちゅうおう（仮称）建設工事（都市整備部 営繕課）

ア 所在地 中央区新富一丁目101番地5外

イ 施設概要 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上6階・地下1階  
延面積 8,885.05㎡

ウ 期 間 (設 計) 平成29年7月7日～令和2年3月25日  
(工事監理) 令和元年6月28日～令和4年8月31日  
(建築工事※) 令和元年6月28日～令和4年10月31日  
(機械設備工事※) 令和元年6月28日～令和4年10月31日  
(電気設備工事※) 令和元年6月28日～令和4年10月31日  
(昇降機設備工事) 令和2年2月6日～令和4年8月31日

エ 請負金額 (設 計) 202,136,000円  
(工事監理) 190,850,000円  
(建築工事※) 4,760,789,000円  
(機械設備工事※) 611,556,000円  
(電気設備工事※) 631,206,730円  
(昇降機設備工事) 100,214,400円  
( 計 ) 6,496,752,130円

オ 出来高 (設 計) 100%(完了)  
(工事監理) 79.07%(R3.12月末現在)  
(建築工事※) 67.15%(R3.12月末現在)  
(機械設備工事※) 36.57%(R3.12月末現在)  
(電気設備工事※) 33.23%(R3.12月末現在)  
(昇降機設備工事) 45.00%(R3.12月末現在)

※ 外構、地下躯体解体追加工事等について、期間及び請負金額は含み、出来高は含まない。



▲令和元年12月現在



▲令和3年12月現在

### 3 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿・写真等の書類審査、工事現場の現地調査、所管部局の関係職員や施工業者等からの説明の聴取等を行いました。

なお、事務局による監査は、技術系職員(兼務発令)により実施しました。



▲書類審査(土木工事)



▲現地調査(本の森ちゅうおう)

### 4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、過大な設計や積算及び不適切な施工は認められなかったほか、契約等の事務手続についてもおおむね適正に行われており、是正・改善を要する事例はありませんでした。

坂本町公園整備工事では、地元住民等とのワークショップによる合意形成を図り、「自然の中で思いっきり遊びたい」という“こども達の夢”なども取り入れて、都心の限られた空間に芝生の広場・丘、小川、樹木等を適宜配置し、憩いの都市空間を創出していました。

また、同公園内公衆便所改築工事では、公園の再整備方針の趣旨、コンセプト等を十分に勘案し、公園景観との調和に配慮したデザインや防災性など細部にわたって創意工夫がなされていました。

次に、本の森ちゅうおう（仮称）建設工事については、図書館、郷土資料館、カフェが併設され、各施設と外構の森が相互に関係し来館者が快適に過ごせるよう計画されていました。また、LED照明等の省エネルギー機器の積極的な採用、屋上や北側外構部分の緑化、クールトレンチの設置、地域防災倉庫や豪

雨対策の雨水貯留ピットの整備など、環境・防災面にも配慮した設計になっていました。

工事監理及び施工では、既存躯体の解体による工事の延伸や新型コロナウイルス感染症の影響等により工程管理が難しい状況にあって、工事工程の調整や施工段階ごとの必要な承諾、立会い、確認及び検査が適正に行われていました。さらに、下水道暗渠や地下鉄などの厳しい制約がある中、関係者との綿密な協議のもと適切に工事を進めるとともに、近隣に対しても適宜工事関連情報について説明するなど丁寧な対応を行っており、現在まで大きなトラブルは発生していません。

引き続き、区、施工者、監理者で綿密な連携を図り、竣工まで適切な工事の実施に努めてください。

#### 第4 監査のまとめ

本年度の定例監査は、令和2年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本に、法令等に従い適正に事務事業が行われていることの確認はもとより、経済性や公平性の面から公正かつ厳正に監査を実施するとともに、事業目的に対する効果の度合いや事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して行いました。

事務処理については、今回の監査においても決裁や契約事務等に関して、根拠規定の理解不足や不注意などに起因すると考えられる軽微な誤りが散見されました。事務処理にあたっては、職員一人一人が前例踏襲によることなく根拠や手順を確認し、不明な点があれば職場内で組織的な点検を行うなど適正な事務処理に努めてください。また、今後は業務のデジタル化や委託化が進み、業務内容が一層複雑化することが想定されます。管理監督者は、職員が業務の内容や執行過程を理解し、適正な事務処理が行われるよう指導・監督してください。

今年度の重点事項として、職員に現金で支給する旅費について調査を実施しました。事務上のリスク要因を抽出することを目的とした本調査では、調査対象になった職場において現金取扱いのリスクを意識した適切な対応が図られていました。こうしたリスク管理への対応をはじめ、適正な事務の遂行につなげるためのプロセスとなる内部統制の導入は、行政の可視化や透明性のより一層の充実を図ることが期待できます。区民への説明責任の観点からも本制度を導入されることを要望します。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急的な事務事業の対応をはじめ、各種イベントや地域行事など既存事業の中止・縮小な

ど区政運営に多大な影響がありました。今日に至っても新型コロナウイルス感染症が終息する見通しは不透明であり、社会経済活動の低迷が長期化することが危惧される中、本区の財政運営は例年以上に厳しくなることが見込まれます。また、本区の人口増加基調が続いていることに加え、東京2020大会後の晴海地区に新たなまちが形成されるなど行政需要の拡大と多様化は当面続くものと予測されます。

事務事業の執行にあたっては、限られた財源や既存の資源をより一層有効に活用することを基本とし、多様な区民ニーズに的確かつ柔軟に応えとともに、基本構想に掲げた本区将来像の実現に向け、各種施策を推進されることを希望します。

(別 表 1)

令和 3 年度各部課及び学校等監査実施日程

| 対 象 課 等   |                             | 監 査 委 員 監 査          | 事 務 局 監 査           |
|-----------|-----------------------------|----------------------|---------------------|
| 企 画 部     | 政策企画課                       | 令和 3 年 10 月 18 日 (月) | 令和 3 年 4 月 26 日 (月) |
|           | 財 政 課                       | 令和 3 年 10 月 20 日 (水) | 令和 3 年 4 月 26 日 (月) |
|           | 広 報 課                       | 令和 3 年 10 月 20 日 (水) | 令和 3 年 4 月 30 日 (金) |
|           | 情報システム課                     | 令和 3 年 10 月 21 日 (木) | 令和 3 年 4 月 30 日 (金) |
|           | オリンピック・<br>パラリンピック<br>調整担当課 | 令和 3 年 10 月 18 日 (月) | 令和 3 年 4 月 26 日 (月) |
| 総 務 部     | 秘 書 室                       | 令和 3 年 10 月 21 日 (木) | 令和 3 年 5 月 7 日 (金)  |
|           | 総 務 課                       | 令和 3 年 10 月 21 日 (木) | 令和 3 年 5 月 7 日 (金)  |
|           | 職 員 課                       | 令和 3 年 10 月 21 日 (木) | 令和 3 年 5 月 7 日 (金)  |
|           | 経 理 課                       | 令和 3 年 10 月 25 日 (月) | 令和 3 年 5 月 11 日 (火) |
|           | 税 務 課                       | 令和 3 年 10 月 25 日 (月) | 令和 3 年 5 月 11 日 (火) |
|           | 防災危機<br>管理室                 | 危機管理課                | 令和 3 年 5 月 12 日 (水) |
|           |                             | 防 災 課                | 令和 3 年 5 月 12 日 (水) |
| 区 民 部     | 区民生活課                       | 令和 3 年 10 月 27 日 (水) | 令和 3 年 5 月 13 日 (木) |
|           | 調査統計係                       |                      | 令和 3 年 4 月 30 日 (金) |
|           | 地域振興課                       | 令和 3 年 10 月 27 日 (水) | 令和 3 年 5 月 13 日 (木) |
|           | 文化・生涯学習課                    | 令和 3 年 10 月 28 日 (木) | 令和 3 年 5 月 17 日 (月) |
|           | スポーツ課                       | 令和 3 年 10 月 28 日 (木) | 令和 3 年 5 月 21 日 (金) |
|           | 商工観光課                       | 令和 3 年 10 月 28 日 (木) | 令和 3 年 5 月 19 日 (水) |
|           | 日本橋特別出張所                    | 令和 3 年 11 月 1 日 (月)  | 令和 3 年 5 月 19 日 (水) |
|           | 月島特別出張所                     | 令和 3 年 11 月 1 日 (月)  | 令和 3 年 5 月 17 日 (月) |
| 福 祉 保 健 部 | 管 理 課                       | 令和 3 年 11 月 1 日 (月)  | 令和 3 年 5 月 26 日 (水) |
|           | 子育て支援課                      | 令和 3 年 11 月 4 日 (木)  | 令和 3 年 5 月 26 日 (水) |
|           | 保 育 課                       | 令和 3 年 11 月 4 日 (木)  | 令和 3 年 5 月 27 日 (木) |
|           | 生活支援課                       | 令和 3 年 11 月 1 日 (月)  | 令和 3 年 5 月 27 日 (木) |
|           | 障害者福祉課                      | 令和 3 年 11 月 4 日 (木)  | 令和 3 年 5 月 28 日 (金) |
|           | 保険年金課                       | 令和 3 年 11 月 8 日 (月)  | 令和 3 年 5 月 28 日 (金) |

| 対 象 課 等      |             | 監 査 委 員 監 査            | 事 務 局 監 査            |
|--------------|-------------|------------------------|----------------------|
|              | 子ども家庭支援センター | 令和 3 年 1 1 月 8 日 (月)   | 令和 3 年 6 月 8 日 (火)   |
|              | 浜町児童館       |                        | 令和 3 年 5 月 2 1 日 (金) |
|              | 月島児童館       |                        | 令和 3 年 5 月 2 1 日 (金) |
|              | 福祉センター      | 令和 3 年 1 1 月 1 0 日 (水) | 令和 3 年 6 月 4 日 (金)   |
|              | 子ども発達支援センター | 令和 3 年 1 1 月 1 0 日 (水) | 令和 3 年 6 月 4 日 (金)   |
|              | 高齢者施策推進室    | 高齢者福祉課                 | 令和 3 年 6 月 2 日 (水)   |
|              |             | シニアセンター                | 令和 3 年 6 月 4 日 (金)   |
|              |             | 介護保険課                  | 令和 3 年 6 月 2 日 (水)   |
|              | 中央区保健所      | 生活衛生課                  | 令和 3 年 6 月 3 日 (木)   |
|              |             | 健康推進課                  | 令和 3 年 6 月 8 日 (火)   |
|              |             | 日本橋保健センター              | 令和 3 年 6 月 3 日 (木)   |
|              |             | 月島保健センター               |                      |
| 環 境 土 木 部    | 環境政策課       | 令和 3 年 1 1 月 1 5 日 (月) | 令和 3 年 6 月 9 日 (水)   |
|              | 環境推進課       | 令和 3 年 1 1 月 1 5 日 (月) | 令和 3 年 6 月 9 日 (水)   |
|              | 水とみどりの課     | 令和 3 年 1 1 月 1 5 日 (月) | 令和 3 年 6 月 1 0 日 (木) |
|              | 道 路 課       | 令和 3 年 1 2 月 6 日 (月)   | 令和 3 年 6 月 1 0 日 (木) |
|              | 中央清掃事務所     | 令和 3 年 1 1 月 1 7 日 (水) | 令和 3 年 6 月 1 4 日 (月) |
| 都 市 整 備 部    | 都市計画課       | 令和 3 年 1 2 月 6 日 (月)   | 令和 3 年 4 月 1 5 日 (木) |
|              | 地域整備課       | 令和 3 年 1 2 月 6 日 (月)   | 令和 3 年 4 月 1 5 日 (木) |
|              | 住 宅 課       | 令和 3 年 1 2 月 8 日 (水)   | 令和 3 年 4 月 1 9 日 (月) |
|              | 建 築 課       | 令和 3 年 1 2 月 8 日 (水)   | 令和 3 年 4 月 1 9 日 (月) |
|              | 営 繕 課       | 令和 3 年 1 2 月 8 日 (水)   | 令和 3 年 4 月 1 5 日 (木) |
| 会 計 室        |             | 令和 3 年 1 2 月 1 5 日 (水) | 令和 3 年 4 月 1 4 日 (水) |
| 教育委員会<br>事務局 | 庶 務 課       | 令和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月) | 令和 3 年 4 月 2 1 日 (水) |
|              | 学 務 課       | 令和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月) | 令和 3 年 4 月 2 1 日 (水) |
|              | 学校施設課       | 令和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月) | 令和 3 年 4 月 2 2 日 (木) |
|              | 指 導 室       | 令和 3 年 1 2 月 1 5 日 (水) | 令和 3 年 4 月 2 2 日 (木) |
|              | 図書文化財課      | 令和 3 年 1 2 月 1 5 日 (水) | 令和 3 年 4 月 2 6 日 (月) |

| 対 象 課 等     | 監 査 委 員 監 査            | 事 務 局 監 査              |
|-------------|------------------------|------------------------|
| 宇佐美学園       |                        | 令和 3 年 9 月 3 0 日 (木)   |
| 泰明小学校       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 2 日 (月) |
| 泰明幼稚園       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 2 日 (月) |
| 中央小学校       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 2 日 (月) |
| 中央幼稚園       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 2 日 (月) |
| 明正小学校       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 5 日 (木) |
| 明正幼稚園       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 5 日 (木) |
| 常盤小学校       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 5 日 (木) |
| 有馬小学校       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月) |
| 有馬幼稚園       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月) |
| 久松小学校       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月) |
| 久松幼稚園       |                        | 令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月) |
| 月島第一小学校     |                        | 令和 3 年 1 2 月 2 日 (木)   |
| 月島第一幼稚園     |                        | 令和 3 年 1 2 月 2 日 (木)   |
| 月島第二小学校     |                        | 令和 3 年 1 2 月 2 日 (木)   |
| 月島第二幼稚園     |                        | 令和 3 年 1 2 月 2 日 (木)   |
| 銀座中学校       |                        | 令和 3 年 1 2 月 1 0 日 (金) |
| 日本橋中学校      |                        | 令和 3 年 1 2 月 1 0 日 (金) |
| 選挙管理委員会事務局  | 令和 3 年 1 2 月 2 0 日 (月) | 令和 3 年 4 月 1 4 日 (水)   |
| 監 査 事 務 局   | 令和 3 年 1 0 月 1 8 日 (月) | 令和 3 年 4 月 1 3 日 (火)   |
| 区 議 会 議 会 局 | 令和 3 年 1 2 月 2 0 日 (月) | 令和 3 年 4 月 1 3 日 (火)   |

(別 表 2)

### 令 和 3 年 度 区 施 設 の 視 察 実 施 日 程

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 区 立 柏 学 園 | 令和 3 年 1 2 月 2 2 日 (水) |
|-----------|------------------------|

令和 3 年度

## 財政援助団体等監査結果報告書





3 中 監 第 1 7 9 号

令和 4 年 2 月 2 8 日

中 央 区 長  
中 央 区 議 会 議 長  
中央区教育委員会教育長  
中央区選挙管理委員会委員長  
中 央 区 監 査 委 員 } 様

中央区監査委員 守 本 利 雄

同 吉 田 寛

同 原 田 賢 一

#### 令和 3 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき実施した令和 3 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。



## 第1 監査実施期間

令和3年10月1日から令和4年2月21日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表(P22)のとおりです。

## 第2 監査の対象及び範囲

補助金の交付を行っている団体(財政援助団体)、出資団体及び指定管理者のうち、次の10団体を対象としました。

令和2年度における事務事業の執行について、財政援助団体は補助対象の事務を、出資団体は当該事業所による事業運営に係る事務を、指定管理者は施設の管理運営に係る事務を、それぞれ監査の範囲として実地により行いました。

- 1 財政援助団体(出資団体)  
一般財団法人 中央区都市整備公社
- 2 出資団体  
日本橋プラザ 株式会社
- 3 財政援助団体  
中央区文化・国際交流振興協会
- 4 対象施設及び指定管理者
  - (1) 勝どき児童館  
株式会社 グローバルキッズ
  - (2) 区民館(月島地域)  
タフカ 株式会社
  - (3) 産業会館  
アクティオグループ
  - (4) 堀留町保育園  
株式会社 ベネッセスタイルケア
  - (5) 介護老人保健施設「リハポート明石」  
公益社団法人 中央区医師会
  - (6) 中央会館「銀座ブロッサム」  
松屋グループ
  - (7) 佃児童館  
株式会社 ポピンズ

### 第3 監査の方法及び観点

#### 1 方法

##### (1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、財務報告書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (2) 財政援助団体（出資団体）

出資団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、決算書、事業報告書、定款等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等を照合するとともに必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (3) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支報告書、事業報告書、利用実績、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (4) 所管部課

所管部課が保管する関係書類等と財政援助団体等から提出された監査資料を点検・照合するとともに必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

#### 2 主たる観点

##### (1) 財政援助団体

ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。

ウ 補助条件は適切に履行されているか。

##### (2) 出資団体

ア 事業は出資等の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 出資金等に係る会計処理は適正になされているか。

##### (3) 指定管理者

ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。

ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。

エ 施設の利用状況は十分か。

オ 基本協定書や事業計画書等に沿って各種事業が適切に実施されているか。

(4) 所管部課

ア 財政援助団体への補助については補助金の算定、補助条件その他補助に関する内容は適正妥当であるか。

イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者制度を導入した目的・趣旨に沿って指導監督しているか。

## 第4 対象団体等の概要と監査の結果

### 1 一般財団法人 中央区都市整備公社

#### (1) 団体の概要

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

設立目的 中央区のまちづくりの推進に協力し、地域の活性化及び居住環境の向上に資する事業を行うことにより、住民福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ まちづくりの推進に関する調査研究及び意識啓発
- ・ 活性化の推進が必要な地域に対する支援
- ・ 再開発事業に伴う環境整備等に関する支援
- ・ 分譲マンション等の維持管理に関する支援
- ・ 地域の活性化に資する施設の管理運営

#### (2) 所管部課

都市整備部 都市計画課

#### (3) 補助金

区は、一般財団法人中央区都市整備公社に対し、50,000,000円の出捐金を支出するとともに、事業の運営に要する費用として、令和2年度は82,802,193円の補助金を交付しています。

#### (4) 監査の結果

出資等の目的に沿った事業運営や補助金等の会計処理は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

## 2 日本橋プラザ 株式会社

### (1) 団体の概要

所 在 地 中央区日本橋二丁目 3 番 4 号

設立目的 旧区立紅葉川中学校跡地の有効活用を目的として、銀行や損害保険会社、不動産会社など民間の協力のもとに第三セクター方式により設立されました。

主な事業

- ・ 不動産の保有・売買及び賃貸借
- ・ 不動産の管理・維持・補修・保安及び清掃
- ・ 駐車場の管理運営
- ・ 展示場の管理運営

### (2) 所管部課

総務部 経理課

### (3) 出資等

区は、日本橋プラザ株式会社に対し、550,000,000円の出資のほか敷地の貸付けを行っており、令和2年度は株式配当金16,500,000円、土地貸付収入650,000,000円が区の収入となっています。

### (4) 監査の結果

日本橋プラザ株式会社定款等に基づき、会計はおおむね適正に処理されており、事業も円滑に執行されているものと認められました。

## 3 中央区文化・国際交流振興協会

### (1) 団体の概要

所 在 地 中央区新富一丁目13番24号

設立目的 中央区における文化活動の振興を促進するとともに、区の文化特性をふまえ、国際交流の振興を図ることにより、人間性豊かで、住みやすく、世界に開かれた活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 文化の向上及び振興に関する事業の企画並びに文化団体の助成
- ・ 地域文化の活性化のための文化活動の支援及び助成
- ・ 文化事業及び文化施設の管理運営
- ・ 区から受託する文化振興事業
- ・ 国際的な文化交流及び市民交流の推進
- ・ 国際交流に関する調査研究

(2) 所管部課

区民部 文化・生涯学習課

(3) 補助金

区は、中央区文化・国際交流振興協会に対し、事業の運営に要する費用として、令和2年度は88,756,569円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

補助金等の会計処理は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

4 勝どき児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区勝どき一丁目8番1号

延床面積 2,096.6㎡

主な施設 多目的ホール、音楽室、遊戯室、図書室、学童クラブ室、  
幼児室、工作室

(2) 設置目的

児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることに  
より児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子ども家庭支援センター

(4) 指定管理者

株式会社 グローバルキッズ

千代田区富士見二丁目14番36号

(5) 指定期間

平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、株式会社グローバルキッズに対し、中央区立勝どき児童館の管理  
に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、令和2年度  
は147,005,904円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと  
認められました。

5 区民館（月島地域）

(1) 施設の概要

公共の利便に資することを目的として、月島地域には5施設が設置され  
ています。

ア 佃区民館

所在地 中央区佃二丁目17番8号  
延床面積 719.34m<sup>2</sup>  
主な施設 洋室4室（定員42人、24人、30人×2室）  
和室2室（各室定員30人）

イ 月島区民館

所在地 中央区月島二丁目8番11号  
延床面積 789.36m<sup>2</sup>  
主な施設 洋室3室（定員24人、12人、100人）  
和室2室（各室定員25人）

ウ 勝どき区民館

所在地 中央区勝どき一丁目5番1号  
延床面積 622.00m<sup>2</sup>  
主な施設 洋室4室（定員30人×2室、24人×2室）  
和室2室（各室定員24人）

エ 豊海区民館

所在地 中央区豊海町2番6号（令和4年2月現在）  
延床面積 557.44m<sup>2</sup>  
主な施設 洋室3室（定員60人、30人、18人）  
和室1室（定員35人）

オ 晴海区民館

所在地 中央区晴海一丁目8番6号  
延床面積 455.25m<sup>2</sup>  
主な施設 洋室3室（定員36人、24人×2室）

(2) 所管部課

区民部 地域振興課

(3) 指定管理者

タフカ 株式会社

中央区築地二丁目14番3号 NTT築地ビル

(4) 指定期間

平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、タフカ株式会社に対し、中央区立区民館（月島地域）の管理に関する基本協定書（平成30年4月1日付け締結）等に基づき、令和2年度は77,068,406円の指定管理料を支出しています。

なお、区民館使用料は7,565,040円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

6 産業会館

(1) 施設の概要

所在地 中央区東日本橋二丁目22番4号

延床面積 2,306.37㎡

主な施設 展示室2室（2階423㎡、3階428㎡）

洋室4室（定員54人、42人、30人、24人）

和室1室（定員35人）

(2) 設置目的

区内の商工業の振興発展を図るとともに、公共の利便に資するため設置しています。

(3) 所管部課

区民部 商工観光課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 アクティオグループ

イ 構成団体

(ア) アクティオ 株式会社

目黒区東山一丁目5番4号

(イ) 野村不動産パートナーズ 株式会社

新宿区西新宿一丁目26番2号

(5) 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、アクティオグループに対し、中央区立産業会館の管理に関する基本協定書（平成30年4月1日付け締結）等に基づき、令和2年度は34,425,000円の指定管理料を支出しています。

なお、産業会館使用料は9,900,840円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 7 堀留町保育園

### (1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号  
延床面積 852.15㎡  
主な施設 保育室（4室）、多目的室、調理室 など  
定 員 81人（0～5歳児）

### (2) 設置目的

保護者の就労・疾病・求職などの理由で保育の必要性が認められた家庭の乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することを目的としています。

### (3) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

### (4) 指定管理者

株式会社 ベネッセスタイルケア  
新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル

### (5) 指定期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

### (6) 指定管理料

区は、株式会社ベネッセスタイルケアに対し、中央区立堀留町保育園の管理に関する基本協定書(令和2年4月1日付け締結)等に基づき、令和2年度は154,967,018円の指定管理料を支出しています。

### (7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 8 介護老人保健施設「リハポート明石」

### (1) 施設の概要

所在地 中央区明石町1番6号  
延床面積 6,665.28㎡  
主な施設 療養室（35室）、機能訓練室兼レクリエーションルーム、  
食堂兼談話室（2室）、医務室、浴室（2室） など

### (2) 設置目的

介護を必要とする高齢者等の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています。

### (3) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(4) 指定管理者

公益社団法人 中央区医師会  
中央区勝どき一丁目 6 番 7 号

(5) 指定期間

平成31年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、公益社団法人中央区医師会に対し、中央区立介護老人保健施設「リハポート明石」の管理に関する基本協定書(平成31年 4 月 1 日付け締結)等に基づき、令和 2 年度は440, 584, 678円の指定管理料を支出しています。

なお、介護老人保健施設使用料は362, 800, 843円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

9 中央会館「銀座ブロッサム」

(1) 施設の概要

所 在 地 中央区銀座二丁目15番 6 号  
延床面積 10, 265. 10m<sup>2</sup>  
主な施設 ホール (定員900人)  
洋室 5 室 (定員144人、78人、72人、36人× 2 室)

(2) 設置目的

区民の文化の向上に寄与し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 地域振興課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 松屋グループ  
イ 構成団体  
(ア) 株式会社 アターブル松屋  
中央区明石町 2 番 1 号  
(イ) 株式会社 シービーケー  
中央区八丁堀一丁目13番10号

(5) 指定期間

平成28年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、松屋グループに対し、中央区立中央会館の管理に関する基本協定書(平成28年4月1日付け締結)等に基づき、令和2年度は138,012,464円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

10 佃児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区佃一丁目11番1号

延床面積 1,350.78㎡

主な施設 音楽室、図書室、音楽遊戯室、幼児室、学童クラブ室、  
工作室、ホール

(2) 設置目的

児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることに  
より児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子ども家庭支援センター

(4) 指定管理者

株式会社 ポピンズ

渋谷区広尾五丁目6番6号 広尾プラザ5階

(5) 指定期間

平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、株式会社ポピンズに対し、中央区立佃児童館の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、令和2年度は102,726,875円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、令和2年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本とし、特に指定管理者に関しては所管部課の監督が適切に行われているかといった点も含め監査を行いました。

財政援助団体に対しては、区からの補助金の執行について、また、出資団体に対しては、設立目的（出資目的）に沿った事業運営等について、それぞれおおむね適切に行われているものと認められました。

特に、長期化する新型コロナウイルスの感染対策を考慮し、規模を縮小しての事業開催、オンラインや動画配信への開催方法の変更等、事業を継続していくための取り組みと工夫がみられました。一方で、企業活動の低迷、外出自粛や人流抑制は、今回監査を行った各団体の活動に影響を及ぼしています。今後とも、社会動向に目を向けながら、より効果的効率的な事業運営に当たってください。

指定管理者については、利用料金収入や指定管理料を活用し、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

緊急事態宣言の発令期間中は、佃児童館の学童クラブや堀留町保育園等の子育て支援施設において、休園、休館となった施設もありましたが、家庭の事情や保護者の都合を考慮して、個別対応での保育を行いました。また、個人面談や電話相談を行い、児童の福祉増進のみならず子育て家庭への支援にも配慮された対応と評価します。

一方で、休館や事業縮小により未執行となった光熱水費等の経費について、精算に向けての協議が行われなかったケースが見受けられました。「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う指定管理料の取扱いについて（令和2年12月14日通知）」において、明らかに使用しなかった経費については、施設の特性に応じて精算の対象とするなど指定管理者との協議を図ることとされています。今後は、所管部課と指定管理者において協議を行ってください。

指定管理者制度では民間の能力を活かし効果的効率的な施設の管理運営が期待されますが、所管部課においては施設の最終的な管理責任は区にあることを十分に認識した上で、施設の現状を把握し、必要に応じた指示・指導を行ってください。また、指定管理料は区の予算を支出しています。その執行が適正かつ有効的にされているか、指定管理者に対する指導監督について一層充実・強化していくことを要望します。

(別 表)

## 令和３年度財政援助団体等監査実施日程

### 1 財政援助団体

| 団 体 名 ・ 所 管 部 課                  | 監 査 委 員 監 査   | 事 務 局 監 査     |
|----------------------------------|---------------|---------------|
| 一般財団法人中央区都市整備公社<br>【都市整備部 都市計画課】 | 令和４年 １月１７日（月） | 令和４年 １月１７日（月） |
| 日本橋プラザ株式会社<br>【総務部 経理課】          | 令和４年 １月１７日（月） | 令和４年 １月１７日（月） |
| 中央区文化・国際交流振興協会<br>【区民部 文化・生涯学習課】 | 令和４年 １月２１日（金） | 令和４年 １月２１日（金） |

### 2 指定管理者

| 指定管理者名・所管部課                            | 指定管理施設                | 監査委員監査        | 事務局監査         |
|----------------------------------------|-----------------------|---------------|---------------|
| 株式会社グローバルキッズ<br>【福祉保健部<br>子ども家庭支援センター】 | 勝どき児童館                |               | 令和３年１０月 ８日（月） |
|                                        |                       |               | 令和３年１０月 ４日（月） |
| タフカ株式会社<br>【区民部 地域振興課】                 | 区民館（月島地域）             |               | 令和３年１０月 ８日（月） |
|                                        |                       |               | 令和３年１０月 １日（金） |
| アクティオグループ<br>【区民部 商工観光課】               | 産業会館                  |               | 令和３年１０月１２日（火） |
|                                        |                       |               | 令和３年１０月 １日（金） |
| 株式会社<br>ベネッセスタイルケア<br>【福祉保健部 子育て支援課】   | 堀留町保育園                |               | 令和３年１０月１２日（火） |
|                                        |                       |               | 令和３年１０月 ４日（月） |
| 公益社団法人中央区医師会<br>【福祉保健部 高齢者福祉課】         | 介護老人保健施設<br>「リハポート明石」 | 令和３年１２月２０日（月） | 令和３年１２月２０日（月） |
|                                        |                       |               | 令和３年１０月 ５日（火） |
| 松屋グループ<br>【区民部 地域振興課】                  | 中央会館<br>「銀座プロッサム」     | 令和４年 １月２１日（金） | 令和４年 １月２１日（金） |
|                                        |                       |               | 令和３年１０月 １日（金） |
| 株式会社ポピンズ<br>【福祉保健部<br>子ども家庭支援センター】     | 佃児童館                  | 令和４年 １月２４日（月） | 令和４年 １月２４日（月） |
|                                        |                       |               | 令和３年１０月 ４日（月） |

令和4年2月発行

刊行物登録番号  
3－087

令和3年度  
定例監査結果報告書  
財政援助団体等監査結果報告書

編集・発行 中央区監査事務局  
中央区築地一丁目1番1号  
電話 03（3543）0211（代表）